

北上産シール取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、北上市内で作った農畜産物及び加工品を出荷している者に配付する北上産シール（以下「北上産シール」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(北上産シールの仕様)

第2 北上産シールは、直径 40 mm 及び直径 80 mm の 2 種類とする。

(配付条件)

第3 北上産シールは、北上市内で作った農畜産物及び加工品を出荷している者で、配付を希望する者に対し配付する。

(使用)

第4 北上産シールは、北上市内で作った農畜産物及び加工品をPRする用途として使用できる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、北上産シールを使用してはならない。

- (1) 選挙活動又は宗教活動に使用する場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) その他使用することが不相当と認められる場合

(使用手続き)

第5 申請者は、使用開始前に北上産シール使用申請書（様式1）により北上地方農林業振興協議会長（以下「会長」という。）に使用申請し許諾を受けなければならない。

(改善の指示)

第6 会長は、北上産シールの使用について不適切と認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(使用の差し止め)

第7 会長は、第6による改善の指示にもかかわらず、使用者が速やかに改善の措置を講じない場合は、使用を差し止めることができる。

(管理)

第8 北上産シールの管理は、北上市農林部農林企画課において行う。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、北上産シールの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。